



お知らせカレンダー

No. 1772 【5月11日発行】

令和5年5月15日 ~ 令和5年5月28日

編集・発行 総務企画課



世帯数 2,640 世帯
人口 5,061 人
男: 2,480 人
女: 2,581 人

(令和5年4月30日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
15	(月)				
16	(火)	事業所結核健診	受診票参照	保健センター	保健センター
17	(水)	事業所結核健診	受診票参照	保健センター	保健センター
18	(木)	肺がん検診	受診票参照	各検診場所	保健センター
19	(金)	肺がん検診	受診票参照	各検診場所	保健センター
20	(土)	肺がん検診	受診票参照	各検診場所	保健センター
21	(日)				
22	(月)				
23	(火)				
24	(水)				
25	(木)				
26	(金)				
27	(土)				
28	(日)				

春の海ごみゼロウィークのお知らせ

環境省と日本財団は増加し続ける海洋ごみ対策を目的として令和5年5月27日から6月11日を「春の海ごみゼロウィーク」と称し、全国一斉清掃を開催することとなりました。

【海ごみゼロウィーク特設サイト】 <https://uminohi.jp/umigomi/zeroweek/>

期間中は、海岸ごみに限り、燃えるごみ・ビン・缶等分けていただき、拾い箱付近や清掃いただいた海岸の分かりやすいところにまとめて置いていただくと与論町にて回収いたします。

この機会に一人ひとりが、海洋ごみの問題や与論島の海岸について考えていただく良い機会になればと思います。ご協力よろしくお願いします。



与論町役場環境課 電話：97-4712

春秋叙勲の候補者としてふさわしい方を推薦できます（一般推薦制度）

内閣府では、一般の方から春秋叙勲の候補者の推薦を受け付けています。詳しくは「叙勲 一般推薦」で検索し、内閣府ホームページでご確認ください。

- 候補者の要件
長年（概ね20年以上）地域で幅広く公共のために活躍した方で、70歳以上の方等
- 推薦方法
 - 推薦者1名、賛同者2名により推薦（ともに20歳以上）
 - 自分自身や二親等内の親族関係にある方の推薦は不可
 - 推薦書（指定様式）を各担当窓口まで郵送（常時受付中）
- 指定様式の入手・照会・郵送先
 - 内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shokun/ippansuisen.html>
 - 担当窓口（内閣府賞勲局一般推薦担当）
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL：03-3581-2868

令和5年度会計年度任用職員募集（R5.6.1付任用）

与論町役場では、令和5年度会計年度任用職員を募集します。

（※応募期限：令和5年5月22日（月）午後5時まで）

◆募集職種（詳細は町ホームページでご確認ください。）

- 事務補助員（生涯学習課・中央公民館・農業委員会）
- 司書・司書補助員（町立図書館）
- 保育士・保育士補助員、作業療法士（町立こども園・児童発達支援センター）
- 調理師または栄養士（町立こども園）
- 作業療法士（児童発達支援センター）
- 堆肥センター運營業務員（堆肥センター）
- クリーンセンター運營業務員（クリーンセンター）
- 水道施設管理業務員（水道課）

お問い合わせ先 総務企画課 電話 97-3111

保健センターからのお知らせ

○令和5年4月より新しい事業が始まります

【与論町がん患者ウィッグ購入費助成事業】

がん患者の方の治療と就労等との両立を支援するため、ウィッグを必要とする方に、医療用ウィッグの購入費の一部を助成します。

対象者: 下記すべてを満たす方

- ①申請日時点で与論町に住所を有する者
- ②がん患者で、がん治療による脱毛に対応するためのウィッグを必要とする方
- ③申請日前に既にほかの助成制度等によりウィッグ購入費用の助成又は給付を受けていない方

※ウィッグ購入費か助成金20,000円のいずれか低い額を助成します。

※令和4年4月以降の購入分が対象です。



詳しくはこちらのQRコードから

【与論町若年末期がん患者に対する療養支援事業】

若年末期がん患者が、住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう在宅における生活を支援します。

対象者: 与論町に住所を有し、治療を目的とした治療を行わず在宅療養を行う40歳未満のがん患者の方(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り)



詳しくはこちらのQRコードから

【与論町造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業】

造血細胞移植(小児がん等の治療)を行ったことにより、定期予防接種で得られた免疫が低下または消失し、再度予防接種を受ける必要がある方を対象に再接種費用の一部を助成します。

対象者: 下記すべてを満たす方

- ①再接種を受ける時点で与論町に住所を有する方
- ②造血細胞移植により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認めた方
- ③令和4年4月1日以降の再接種であること



詳しくはこちらのQRコードから

詳しくは、与論町保健センターまでお問い合わせください。

【問い合わせ先】

与論町保健センター 担当: 林・鬼塚・麓
☎0997-97-5105

保健センターからのお知らせ

❀ 小児の定期予防接種 ❀

	与論徳洲会病院 (小児予防接種外来)	パナウル診療所	龍美クリニック (3歳以上)
実施日	月・火・水(祝日を除く)	月・火・木・金(祝日を除く)	水・木(祝日を除く)
受付時間	13:00~14:00	16:00~17:00	10:30~11:00
予約方法	1週間前までに予約	前週に予約 (金曜日の午前中まで)	1週間前までに予約
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 令和5年度の日本脳炎ワクチン、MRワクチン(Ⅱ期)、二種混合(DT)ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンは、4月17日(月)から開始しています。(個別接種計画の方はこの限りではありません。)

❀ 高校3年生相当の方の日本脳炎ワクチン定期予防接種 ❀

	与論徳洲会病院 (内科)	パナウル診療所	龍美クリニック
実施日	月~金(祝日を除く)	月・火・木・金(祝日を除く)	水・木(祝日を除く)
受付時間	(午前受付) 8:00~11:00 (午後受付) 15:00~17:30	16:00~17:00	10:30~11:00
予約方法	1週間前までに予約	前週に予約 (金曜日の午前中まで)	1週間前までに予約
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 予診票に保護者自署があれば、必ずしも保護者の同伴は必要ありません。

※ 4月17日(月)から開始しています。

※ 対象の方には、予診票をお届けします。詳しくは予診票や与論町ホームページをご覧ください。

※ 定期予防接種には、それぞれ接種期間や間隔があります。ご不明な点は、保健センターへお問い合わせください。



与論町保健センター 0997-97-5105

令和5年
4月から



があれば

地方税の お支払が便利・簡単に!!

eLTAX

スマホやパソコンでもお支払が可能です!!

納付書に「eLマーク」があれば
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



24時間365日
いつでもどこでも支払可能



さまざまなお支払方法から
選択が可能
※各種スマホ決済アプリからお支払
は、各社のアプリでの手続になります。



利用できるスマホ決済アプリは
地方税お支払サイトでご確認
ください

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

詳しくはこちら

地方税お支払サイト

(利用者向けホームページ)

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



QRコードはQRコードの登録商標です

よくあるご質問 Q & A

1

Q どのような支払方法が利用できますか?



A 地方税お支払サイトでは ●クレジットカード払い ●インターネットバンキング ●口座振替等 を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。 ※口座振替は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。



2

Q 支払の前に何か準備は必要ですか?



A 特別な準備は必要ありません。お手元に納付書を用意して、地方税お支払サイトへアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取ってお支払ください。

3

Q どのような納付書が利用できますか?



A お手持ちの納付書に「eLマーク」の記載がある納付書が利用できます。 ※なお、「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。



4

Q いつ利用できますか?



A 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。 ※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。 ※いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。

5

Q どのような税目で利用できますか?



A 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割で利用できます。その他税目については自治体により異なりますので、詳しくは納付書の送付元にお問合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。



<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト

検索

暮らしの中で、行政に関わるお困りがありましたら



行政相談委員にご相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、登記、年金、道路、社会福祉など国の役所の仕事などについて、疑問・苦情や意見・要望はありませんか？

相談無料
予約不要
秘密厳守

《行政相談所開設のご案内》

日時：5月16日(火) 14時～17時 場所：与論町中央公民館

◆行政相談委員 林 英登樹

☆行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間のボランティアの方です。
全ての市町村に1人以上委嘱されており、皆様の身近な相談相手として、国の仕事などに関する相談を受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。
お問い合わせ先：総務省 鹿児島行政監視行政相談センター (電話)099-224-3247

★以下の事項についてご理解・ご協力をお願いします★

- ・相談時間は、総務省からの指導により原則30分以内とさせていただきます。
- ・後日、ご連絡が必要になった時のために、お名前および連絡先を確認させていただきます。
- ・上記についてご了解いただけない場合には、下記にて電話相談お受けします。

(きくみみ鹿児島：099-223-1100 平日8:30～17:15)

統計調査員募集



- ◆「統計調査員」とは、国が実施する各種統計調査において、調査票の配布・回収・検査などを行う人のことです。(例：国勢調査・経済センサス・活動調査等)
- ◆あらかじめ「登録統計調査員」にご登録頂き、統計調査が実施される都度、統計調査員の仕事を町からお声がけさせていただきます。
- ◆調査の都度、実施 1～2 か月前に従事のご都合をお聞きし、条件が合えば約2か月間の非常勤公務員(兼業可)となり、調査の種類・活動日数などに応じて報酬が支払われます。

※ご登録は必ずしも調査依頼の確約ではございませんのでご了承ください。

登録を希望される場合は、
登録申請書の提出が必要です。
詳しくは、総務企画課までお問合せ下さい！

お問合せ・申し込み先
与論町役場 総務企画課(担当：北村)
0997-97-3111

町ホームページでもご案内しています。
ホームページ内「統計調査員」で検索 (もしくは右のQRコードから)



軽自動車税減免の対象となる障害の範囲と必要書類

- 一定の要件に当てはまるものは申請により軽自動車税の減免を受けることができます。
- 減免を受けることができる自動車は障害者一人につき一台です。**普通車と重複減免は出来ません。**

■ 軽自動車税の減免対象

障害者等区分	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	軽自動車の使用目的
身体障害	本人	本人	制限なし
戦傷病者		生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業
身障(18歳未満)	生計同一者	生計同一者	通院・通所・通学・生業
知的・精神障害	本人	本人	制限なし
	生計同一者	生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業
		生計同一者	通院・通所・通学・生業

※ 常時介護者は、障害者のみで構成されている世帯の場合に該当します。

■ 減免の範囲

障害者等区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳						
	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者					
障 害 の 区 分 と 程 度	視覚障害	1級～4級の1		特別項症～第4項症		A1,A2(重度の障害を有する者)		1級(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害を有する者)					
	聴覚障害	2級, 3級											
	平衡機能障害	3級											
	音声機能障害	3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る)		特別項症～第2項症(喉頭摘出手術を受けた者に限る)									
	上肢不自由	1級～2級の2		特別項症～第3項症									
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級の1	特別項症～第6項症, 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症								
	体幹不自由	1級～3級, 5級	1級～3級	特別項症～第3款症	特別項症～第4項症								
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1級～6級	1級～3級(一下肢にのみ運動機能障害がある場合を除く)	—	—								
	心臓機能障害	1級, 3級		特別項症～第3項症						—		—	
	腎臓機能障害												
呼吸器機能障害													
ぼうこう又は直腸の機能障害													
小腸機能障害	1級～3級		—		—		—						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害													
肝臓機能障害	1級～3級		特別項症～第3項症		—		—						

<複数の障害を有する場合の減免対象>

- 同一障害のみを合算し、その等級が上の表に当てはまる者(視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一、常時介護者運転は2級以上)
- 下肢障害6級以上で、異なる障害の合算後等級が2級以上になる者(生計同一、常時介護者運転のみ)

■ 申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
- ・運転免許証 ・車検証(検査なし車両の場合不要)
- ・納税通知書 ・印鑑

問合せ先	与論町役場 税務課 0997-97-3133
------	---------------------------

- * 申請書は、税務課の窓口または与論町役場ホームページから印刷できます。
- * 申請書は、納期限前7日(5月24日)までに提出する必要があります。(与論町税条例第90条第2項)
- * 申請書を郵送する場合は、当日消印有効(令和5年5月24日消印)とします。